

# 改正後

# 現 行

	冷凍機及び冷凍機 応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	冷凍・冷蔵ユニット		経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 十八)	二月 十五日	経済産 業大臣		
業務用 サービス 機器	自動販売機 自動改札機・自動 入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十九)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十九)	二月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 十九)	二月 十五日	経済産 業大臣			
軸受(玉 及びころ 軸受に限 る。)	玉軸受 ころ軸受 ユニット		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 二十)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 二十)	二月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 二十)	二月 十五日	経済産 業大臣			
鉄構物 及び架 線金物	鉄構物	鉄骨 重量鉄 構りよ 塔 水門(水門巻上機を含 む。) 鋼管(ベンディングロ ールで成型したものに 限る。)							
	架線金物	送電用 配電用 通信線路用及び電車線 用							
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線すばね すばね ばね座金								
金型	プレス用金型 鍛造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型								
機械工 具	特殊鋸切刃工具	ドリル(木工用を除く 。) ミーリングカッタ ギヤーカッタ(ねじフ ライスを含む。) ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 二十四)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 二十四)	二月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
	ダイヤモンド工 具C(W)BN工具 超硬工具	経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 二十四)	二月 十五日	経済産 業大臣				
弁及び 管継手	バルブ及びコック 継手								

	冷凍機及び冷凍機 応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	冷凍・冷蔵ユニット		経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(特定 事業所調査)	二月 十五日	経済産 業大臣		
自動販 売機 自動改 札機・ 自動入 場機 業務用 洗濯機	自動販売機 自動改札機・自動 入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十九)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十九)	二月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(特定 事業所調査)	二月 十五日	経済産 業大臣			
軸受(玉 及びころ 軸受に限 る。)	玉軸受 ころ軸受 ユニット		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 二十)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 二十)	二月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(特定 事業所調査)	二月 十五日	経済産 業大臣			
鉄構物 及び架 線金物	鉄構物	鉄骨 重量鉄 構りよ 塔 水門(水門巻上機を含 む。) 鋼管(ベンディングロ ールで成型したものに 限る。)							
	架線金物	送電用 配電用 通信線路用及び電車線 用							
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線すばね すばね ばね座金								
金型	プレス用金型 鍛造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型								
機械工 具	特殊鋸切刃工具	ドリル(木工用を除く 。) ミーリングカッタ ギヤーカッタ(ねじフ ライスを含む。) ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 二十四)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 二十四)	二月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
	ダイヤモンド工 具C(W)BN工具 超硬工具	経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(特定 事業所調査)	二月 十五日	経済産 業大臣				
弁及び 管継手	バルブ及びコック 継手								

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

改正後

現行

空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物	空気動工具、のこ刃、機械刃物		従業者百名以上 のもの	空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者三十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
	作業工具		従業者百名以上 のもの		二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者二十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
ガス機器、石油機器、太陽熱温水器	ガス機器	ガスこんろ、湯沸器、ガス温水給湯暖房機、ガス風呂がま、ガスストーブ	従業者百名以上 のもの	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
	石油機器	石油ストーブ	石油風暖房機、石油温水給湯暖房機	従業者五十名以上 百名未満のもの		二月	翌月	都道府	翌月
						十日	県知事	十五日	
半導体装置及びフラットパネル・ディスプレイ装置	半導体装置及びフラットパネル・ディスプレイ装置				二月	翌月	経済産	翌月	
					十日	業局長	十五日		
					二月	翌月	都道府	翌月	
					十日	県知事	十五日		
電気機械器具	回転電気機械（航空機用のものを除く。）	直流機、交流発電機、電動機一体機器	従業者百名以上 のもの	機械器具月報(その二十八)	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
				従業者百名以上 のもの	機械器具月報(その二十八)	二月	翌月	都道府	翌月
				従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	県知事	十五日	
静止電気機械器具（航空機用のものを除く。）	変圧器（電子機器に組み込まれるものを除く。）	電力変換装置、コンデンサ（電子機器用のものを除く。）	従業者百名以上 のもの	機械器具月報(その二十九)	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
	整流装置、リクト炉、電気溶接機			従業者百名以上 のもの	機械器具月報(その二十九)	二月	翌月	都道府	翌月
				従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	県知事	十五日	
開閉制御装置（航空機用のものを除く。）	開閉制御装置				二月	翌月	経済産	翌月	
					十日	業局長	十五日		

空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具	空気動工具、のこ刃、機械刃物	洗浄機、公害測定機	従業者百名以上 のもの	空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者三十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
	作業工具			従業者百名以上 のもの		二月	翌月	経済産	翌月
				従業者二十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日	
ガス機器、石油機器、太陽熱温水器	ガス機器	ガスこんろ、ガスオーブン、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス温水給湯暖房機、ガス風呂がま、ガスストーブ	従業者百名以上 のもの	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
	石油機器	石油ストーブ	石油風暖房機、石油温水給湯暖房機	従業者五十名以上 百名未満のもの		二月	翌月	都道府	翌月
						十日	県知事	十五日	
半導体装置及びフラットパネル・ディスプレイ装置	半導体装置及びフラットパネル・ディスプレイ装置				二月	翌月	経済産	翌月	
					十日	業局長	十五日		
					二月	翌月	都道府	翌月	
					十日	県知事	十五日		
電気機械器具	回転電気機械（航空機用のものを除く。）	直流機、交流発電機、電動機一体機器	従業者百名以上 のもの	機械器具月報(その二十八)	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
				従業者百名以上 のもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月	翌月	経済産	翌月
				従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日	
静止電気機械器具（航空機用のものを除く。）	変圧器（電子機器に組み込まれるものを除く。）	電力変換装置、コンデンサ（電子機器用のものを除く。）	従業者百名以上 のもの	機械器具月報(その二十九)	二月	翌月	経済産	翌月	
			従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日		
	整流装置、リクト炉、電気溶接機			従業者百名以上 のもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月	翌月	経済産	翌月
				従業者五十名以上 百名未満のもの		十日	業局長	十五日	
開閉制御装置（航空機用のものを除く。）	開閉制御装置				二月	翌月	経済産	翌月	
					十日	業局長	十五日		

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

# 改正後

# 現行

民生用電気機械器具	電子レンジ 電気シャワー 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十一)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
	換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十一)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
	空気清浄機 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具 家庭用生ゴミ処理機		経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十二)	二月十五日	経済産業大臣	
電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ 配線器具 電気照明器具	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十二)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十二)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十二)	二月十五日	経済産業大臣	
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 電信・画像装置 交換機 搬送装置 無線通信機器(衛星通信装置を含む) ネットワーク接続機器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十三)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十三)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十三)	二月十五日	経済産業大臣	
民生用電子機械器具	薄型テレビ DVDビデオ ビデオカメラ(放送用を除く。) デジタルカメラ オーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十四)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十四)	二月十日	都道府県知事	翌月
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十四)	二月十五日	経済産業大臣	
電子部品	受動部品 抵抗 固定コンデンサ トランス(コイルを含む) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。)	抵抗 固定コンデンサ トランス(コイルを含む) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。)	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十五)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
	電子回路基板 交換部品 メモリ部品 スイッチング電源	音響部品 ヘッド 磁気テープ 磁気ディスク	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十五)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日

民生用電気機械器具	電子レンジ 電気シャワー 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十一)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
	換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十一)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
	空気清浄機 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具 家庭用生ゴミ処理機		経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ 配線器具 電気照明器具	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十二)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十二)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 電信・画像装置 交換機 搬送装置 無線通信機器(衛星通信装置を含む) ネットワーク接続機器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十三)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十三)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
民生用電子機械器具	薄型テレビ DVDビデオ ビデオカメラ(放送用を除く。) デジタルカメラ オーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十四)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十四)	二月十日	都道府県知事	翌月
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産業大臣	
電子部品	受動部品 抵抗 固定コンデンサ トランス(コイルを含む) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。)	抵抗 固定コンデンサ トランス(コイルを含む) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。)	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十五)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
	電子回路基板 交換部品 メモリ部品 スイッチング電源	音響部品 ヘッド 磁気テープ 磁気ディスク	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十五)	二月十日	都道府県知事	翌月十五日

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

# 改正後

# 現行

電子管、半導体素子、集積回路及び液晶素子	電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子、太陽電池モジュール		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十六)	二月十五日	経済産 業大臣	
電子計算機及び関連装置	電子計算機本体、周辺装置、外部記憶装置(内蔵型を含む。)、端末装置、プラズマモニター、プロジェクタ						
電気計測器及び電子応用装置	電気計測器、電気測定器、工業用計測制御機器、ガス警報器、X線装置、放射線測定器、放射線測定器超音波応用装置、その他の電子応用装置		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十八)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十八)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
電池	乾電池、蓄電池		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十九)	二月十五日	経済産 業大臣	
輸送機械器具	自動車(二輪自動車及び軽自動車を除く。)、バスシャシー(完成車を含む。)、トラックシャシー(完成車を含む。)、特殊自動車		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十)	二月十五日	経済産 業大臣	
自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品、内燃機関電装品(自動車用以外のものを含む。)						
二輪自動車及び部品	二輪自動車(モータースクータを含む。)、二輪自動車部品	エンジン、シフトレバー、ブレーキ装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十二)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十二)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十二)	二月十五日	経済産 業大臣	

電子管、半導体素子、集積回路及び液晶素子	電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子、太陽電池モジュール		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産 業大臣	
電子計算機及び関連装置	電子計算機本体、周辺装置、外部記憶装置(内蔵型を含む。)、端末装置、プラズマモニター、プロジェクタ						
電気計測器及び電子応用装置	電気計測器、電気測定器、工業用計測制御機器、ガス警報器、X線装置、放射線測定器、放射線測定器超音波応用装置、高周波電力応用装置、その他の電子応用装置		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十八)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十八)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
電池	乾電池、蓄電池		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産 業大臣	
輸送機械器具	自動車(二輪自動車及び軽自動車を除く。)、バスシャシー(完成車を含む。)、トラックシャシー(完成車を含む。)、特殊自動車		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産 業大臣	
自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品、内燃機関電装品(自動車用以外のものを含む。)						
二輪自動車及び部品	二輪自動車(モータースクータを含む。)、二輪自動車部品	エンジン、シフトレバー、ブレーキ装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十二)	二月十日	経済産 業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十二)	二月十日	都道府 県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(特定事業所調査)	二月十五日	経済産 業大臣	

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。